

千葉県告示第64号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年2月2日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年2月2日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
小中台町114号線	稲毛区小仲台6丁目32番9から 稲毛区小仲台6丁目30番7まで	前	5.42～6.47	65.4
		後	8.35～12.32	